

環境アセスメント検定
挑戦編
(正解・解説)

2014年 6月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

【正解】挑戦編(1)

1. 機能・仕組み

問題	正解	解説・レベル※
問1	(1)	「開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。」 出典：環境アセスメント制度のあらまし（パンフレット）p1 B
問2	(1)	B
問3	(1)	生物多様性基本法 （事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進） 第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。 C

問題	正解	解説・レベル※
問4	(3)	アメリカでは1969年に「国家環境政策法(NEPA)」が制定されています。 A
問5	(3)	事業の種類によっては、ある程度考慮することもできます。 B
問6	(1)	例えば埼玉県SEAで、経済性等を評価している例があります。なお、(3)について、厳密に言えば事業着手後の事後報告の手続は課すことができますが、一般的に言う「環境アセスメント手続」とは異なるため、ここでは正解としません。 A
問7	(1)	米国のNEPAでは「連邦政府の行為(action)」全てが対象であり、計画の上流・下流を区別していない。政策決定も事業計画決定も、同じ手続が求められます。なお、EIAとは、Environmental Impact Assessment（環境アセスメント）の略称。 A
問8	(2)	法アセスの対象でなくても、条例アセスが求められるケースは多々あります。 B

※レベルは、A：専門的な知識、B：やや専門的な知識、C：やさしい基礎知識、です。

【正解】挑戦編(2)

1. 機能・仕組み

問題	正解	解説・レベル
問9	(1)	<p>環境影響評価法・第1種事業は下記の通りです。</p> <p>高速自動車国道、首都高速道路など(4車線以上)、一般国道(4車線以上・10km以上)、林道(幅員6.5m以上・20km以上)、ダム・堰(湛水面積100ha以上)、放水路・湖沼開発(土地改変面積100ha以上)、新幹線鉄道、鉄道・軌道(長さ10km以上)、飛行場(滑走路長2500m以上)、水力発電所(出力3万kw以上)、火力発電所(出力15万kw以上)、地熱発電所(出力1万kw以上)、原子力発電所、風力発電所(出力1万kW以上)、廃棄物最終処分場(面積30ha以上)、埋立て・干拓(面積50ha超)、土地区画整理事業(面積100ha以上)、新住宅市街地開発事業(面積100ha以上)、工業団地造成事業(面積100ha以上)、新都市住宅街(面積100ha以上)、流通業務団地造成事業(面積100ha以上)、住宅・都市基盤整備機構(面積100ha以上)、地域振興整備公団(面積100ha以上)</p> <p>B</p>
問10	(4)	問9の解説参照 B
問11	(1)	環境アセスメントの業務は専門性が高いため、その一部は専門のコンサルタントに委託することができます。 B
問12	(1)	事業の工事着工前 環境アセスメント手続きが終了するまでは、工事着工できません。 B

問題	正解	解説・レベル
問13	(3)	<p>環境影響評価法では以下の通り記載されています。</p> <p>第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>B</p>
問14	(1)	環境影響評価法における環境アセスメント図書に対し、地方公共団体が意見を提出する際には、一般的にそれら地方公共団体で設置している環境影響評価審査会で審議されます。 B
問15	(2)	環境影響評価法には罰則規定はありません。 A
問16	(1)	事業や計画対象地域内に留まらず、地域全体に対して果たすべき役割も意識する必要があります。 C
問17	(1)	環境影響評価審査会は一般的に公開されており傍聴が可能です。 B

【正解】挑戦編(3)

2. 第1段階 進め方を設計する

問題	正解	解説・レベル
問1	(1)	主務大臣は、都道府県知事の意見を聴く規定がありますが、地域住民の意見を聴く規定はありません。 A
問2	(3)	都道府県知事は、方法書の送付を受けてからではなく、意見の概要の送付を受けてから90日以内に意見を述べることとされています。説明会は任意ではなく義務となっています。助言を求められた主務大臣は、環境大臣に意見を聴かなければならないこととされています。 A
問3	(2)	環境影響評価法には、第1種事業、第2種事業が規定されています。なお、川崎市の条例では、第1種行為、第2種行為、第3種行為の3種類に対象事業が分類されています。 C
問4	(1)	第二種事業を実施しようとする者は、配慮書手続きを行わなくても良いこととされています。但し、手続を任意で実施することも可能です。 出典：環境アセスメント制度のあらまし p7 B
問5	(2)	「地すべり地形」など防災と密接に関係するものについては、環境保全の観点からも必要とされています。（「自然環境のアセスメント技術(1)」(環境庁企画調整局, 平成11年9月) B

3. 第2段階 文書を作成する

問題	正解	解説・レベル
問1	(3)	環境省が第三者的立場にあり、都道府県レベルで審査会が開催されることが大部分であることなどから、特に第三者機関は設置されていません。 B
問2	(2)	影響が顕著と想定されるものは全て予測すべきであり、最も影響が大きいもののみでは好ましくはありません。 A
問3	(4)	A
問4	(1)	A
問5	(1)	A
問6	(1)	例えば東京都条例において、特定の地域における「高層建築物」の環境アセスメントについては、方法書手続を省略可能です。 B
問7	(1)	A
問8	(1)	予測評価の際に事前検討した環境保全措置について、事後調査の結果、環境保全上の目標値(基準値・規制値)等を確保できていない場合や措置が妥当でない判断される場合は、適切に保全措置を追加・修正することが重要です。 B
問9	(1)	大気汚染の予測は、拡散モデルと呼ばれるモデル式を用いて行われるのが一般的です。 B
問10	(2)	騒音に関しては環境基準が定められています。一方、振動に環境基準はなく、規制基準が設定されています。 B

【正解】挑戦編(4)

4. 第3段階 評価を決める

問題	正解	解説・レベル
問1	(1)	A
問2	(4)	A
問3	(1)	A
問4	(1)	出典:環境アセスメント学の基礎 A
問5	(2)	汚染された土壌の搬出による影響や、汚染された土壌による地下水等への影響も評価する必要があります。 A
問6	(3)	溶存酸素量は環境基準がありますが、溶存酸素飽和度には環境基準はありません。 A
問7	(2)	事業の実施によるインパクトが大きくなる時期に加え、緑化等による生息・生育環境の創出（環境保全措置）を踏まえた予測が必要です。 B

5. 第4段階 フォローする

問題	正解	解説・レベル
問1	(2)	影響の範囲は対照地点の考え方だけでは特定できません。 A
問2	(1)	出典:環境アセスメントにおける調査ってな～に? B
問3	(1)	但し、東京都条例に基づく事後調査のように、全ての項目を対象として実施する場合があります。 出典:同上 B
問4	(1)	出典:同上 B
問5	(1)	出典:同上 B
問6	(1)	出典:同上 B
問7	(4)	出典:同上 A
問8	(3)	動植物は、消滅の有無や個体数の変化をとらえるために、季節変化を考慮して調査頻度(四季等)を設定します。 出典:同上 A
問9	(4)	出典:同上 C
問10	(5)	出典:同上 C
問11	(2)	希少生物の種や場所については、特定できない形式で整理する必要がありますが、それ以外の項目については公表する必要があります。 C